

札幌市食品衛生管理認証制度認証審査会設置要領

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 25 年 8 月 20 日改正

平成 26 年 4 月 23 日改正

平成 26 年 11 月 26 日改正

平成 27 年 3 月 30 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市食品衛生管理認証制度実施要綱（平成 16 年 3 月 10 日札幌市保健福祉局長決裁）（以下「要綱」という。）第 17 条の規定に基づき、要綱第 2 条第 3 項で定める認証審査会の組織運営及び審査について必要な事項を定め、当該分野の専門的な見識を反映させた客観的な審査を実施することにより、当該制度の認証に対する信頼性の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領で使用する用語は、要綱第 2 条の定めるところによる。

(所掌事務)

第 3 条 認証審査会は、札幌市食品衛生管理認証制度に係る認証申請を行った施設（以下、「申請者」という。）の衛生管理状況について、認証基準に達しているかどうか審査を行い、認証の可否、認証にいたらなかったときの評価段階の決定、または認証の取消を決定するなど、認証に関する事項を決定する。

2 認証審査会は、点検報告書の内容等に関して重大な疑義が生じた場合には、期限を定めて、申請者から追加報告を求めることができる。また、この場合において、認証審査会は、追加報告を受けるまでの間、認証の可否等について判断を留保することが出来る。

(組織)

第 4 条 認証審査会は、有識者 4 名、札幌市保健所職員 1 名の審査員をもって組織する。

2 審査員は、有識者、その他衛生管理ネットワーク協議会が適当と認める者のうちから、衛生管理ネットワーク協議会が委嘱する。

(審査員の任期)

第 5 条 審査員の任期は、1 年とする。ただし、任期途中でも本人の都合により退任

することができる。なお、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審査員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第6条 審査員は、認証審査会において、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 審査員は、認証審査会において、職務上知り得た秘密を漏らさないこと宣誓する書面に署名しなければならない。

(議長、副議長)

第7条 認証審査会には議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は衛生管理ネットワーク協議会の代表、副代表、幹事から、各1名を衛生管理ネットワーク協議会が選出する。

3 議長は座長として、認証審査会の進行を行う。ただし、認証の可否、審査に係る発言は行わず、採決権は有しないこととする。

4 議長が申請者の指導法人である場合、副議長が座長として認証審査会の進行を行う。ただし、認証の可否、審査に係る発言は行わず、採決権は有しないこととする。

(会議)

第8条 認証審査会は、衛生管理ネットワーク協議会が招集する。

2 認証審査会は、有識者3名以上、札幌市保健所職員1名以上の審査員の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委任状により、有識者については出席する他の有識者に、札幌市保健所職員については他の職員に、その議決権の行使を委任することができる。この場合、有識者2名、札幌市保健所職員1名の出席で審査会を開くことができる。

3 審査会の議事は、出席した審査員の4分の3以上の数で決するものとする。

(除斥)

第9条 審査員は、申請者と利害関係がある場合は、その施設に係る議事に参加できないものとする。

2 議長は、申請者の指導法人である場合は、その施設に係る議事の進行ができないものとする。

(謝礼)

第10条 認証審査会の会議に出席した審査員に対し、ネットワーク協議会が有識者に日額10,000円の謝礼を支給する。ただし、審査員が所属する組織の規則等によって受給できない場合はこれを辞退することができる。

2 前項で定めた謝礼については、札幌市保健所職員には支給しないこととする。

(庶務)

第 1 1 条 認証審査会の庶務は、事務局において行う。

(議事録)

第 1 2 条 認証審査会の議事について、次に掲げる事項を記載した議事録を事務局が作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数、氏名
- (3) 審査事項
- (4) 審査の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選定に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した審査員のうちから議長が選任した議事録署名人 1 名が署名押印しなければならない。

(委任)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、認証審査会の運営に関し必要な事項は、衛生管理ネットワーク協議会が定める。

附則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 2 5 年 8 月 2 0 日から施行する。

附則

この要領は、平成 2 6 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。